

2	法定	自主
	○	

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月17日

神奈川県知事 殿

提出者

住所 神奈川県小田原市扇町6-825

氏名 前田道路株式会社 小田原合材工場
工場長 鶴田 真二(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0465-34-4751

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田道路株式会社 小田原合材工場		自主管理番号 (1901)
事業場の所在地	神奈川県小田原市扇町6-825		TEL(連絡先):
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間)		
当該事業場に関する事項			
① 事業の種類	E17-石油製品・石炭製品製造業(具体的には) 道路等アスファルト舗装工事に伴う資材(アスファルト混合物)の製造・販売		
② 事業の規模 ※ 前年度実績を記入、医療機関は前年度末時点の病床数を記入。	製造業	製造品出荷額	686 百万円
	建設業	エリア内元請完成工事高	百万円
	医療機関	病床数	床
	その他の業種	売上高	百万円
(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)			
③ 従業員数	5人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程 ※ 産業廃棄物の種類ごとに記入	がれき類→破碎→再生骨材・再生砕石 混合廃棄物→圧縮→選別・溶解・破碎・安定型埋立 廃油→蒸留→製品・再生重油等・焼却処分 廃プラ→圧縮→再生製品 金属くず→圧縮→溶解・再生製品 木くず→圧縮→燃料チップ・製紙原料		



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類数	4 種類	* 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。
	① 排出量	3,207.4 t	
	(これまでに実施した取組)		
	製造工程の現状と評価を行い、減量化の可能性を検討し、産業廃棄物の減量化に務める。		
② 計画	【(令和5年度)目標】		
	産業廃棄物の種類数	4 種類	* 種類ごとの本年度排出目標量は、別紙のとおり。
	① 排出量	3,204.8 t	
	(今後実施する予定の取組)		
	従来までの分析と評価に加えて、減量化の可能性を検討し、産業廃棄物の減量化に務める		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	可能な限り詳細に分別。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	引き続き上記のとおり実施。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度(令和4年度)実績】			
	②+⑧ 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【(令和5年度)目標】			
	②+⑧ 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度(令和4年度)実績】			
	⑤ 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら熱回収を行った量は、別紙のとおり。
	⑦ 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら中間処理により減量した量は、別紙のとおり。
(これまでに実施した取組)				
② 計画	【(令和5年度)目標】			
	⑤ 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら熱回収を行う量は、別紙のとおり。
	⑦ 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら中間処理により減量する量は、別紙のとおり。
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【(令和5年度)目標】		
	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組)		

* 種類ごとの前年度自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量は、別紙のとおり。

* 種類ごとの本年度自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量は、別紙のとおり。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】			
	⑩ 全処理委託量		3,207.4	t
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0		t
	⑫ 再生利用業者への処理委託量		3,202.5	t
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0		t
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0		t
	(これまでに実施した取組)			
	処理施設の定期的査察および稼働状況の把握。			

* 種類ごとの前年度処理委託量は、別紙のとおり。

【(令和5年度)目標】	
② 計画	⑩ 全処理委託量 3,204.8 t
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量 t
	⑫ 再生利用業者への処理委託量 3,200.0 t
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量 t
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 t
* 種類ごとの本年度処理委託量は、別紙のとおり。	
(今後実施する予定の取組)	
引き続き、処理施設の定期的査察および稼働状況の把握。	
※ 事務処理欄	

備考

- 1 この様式は、前年度(令和4年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
また、前年度(令和4年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン未満の事業場にあつては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
- 2 当該年度(令和5年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従つて記入してください。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。
- 7 第5面の※欄には、何も記入しないでください。

産業廃棄物処理計画書

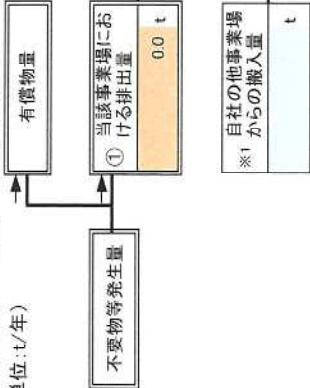
別紙処理フロー

令和5年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

ウ. 廃油
 フローに記載した産業廃棄物の種類

※ 本目録は廃棄物の種類ごとに枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位: t/年)

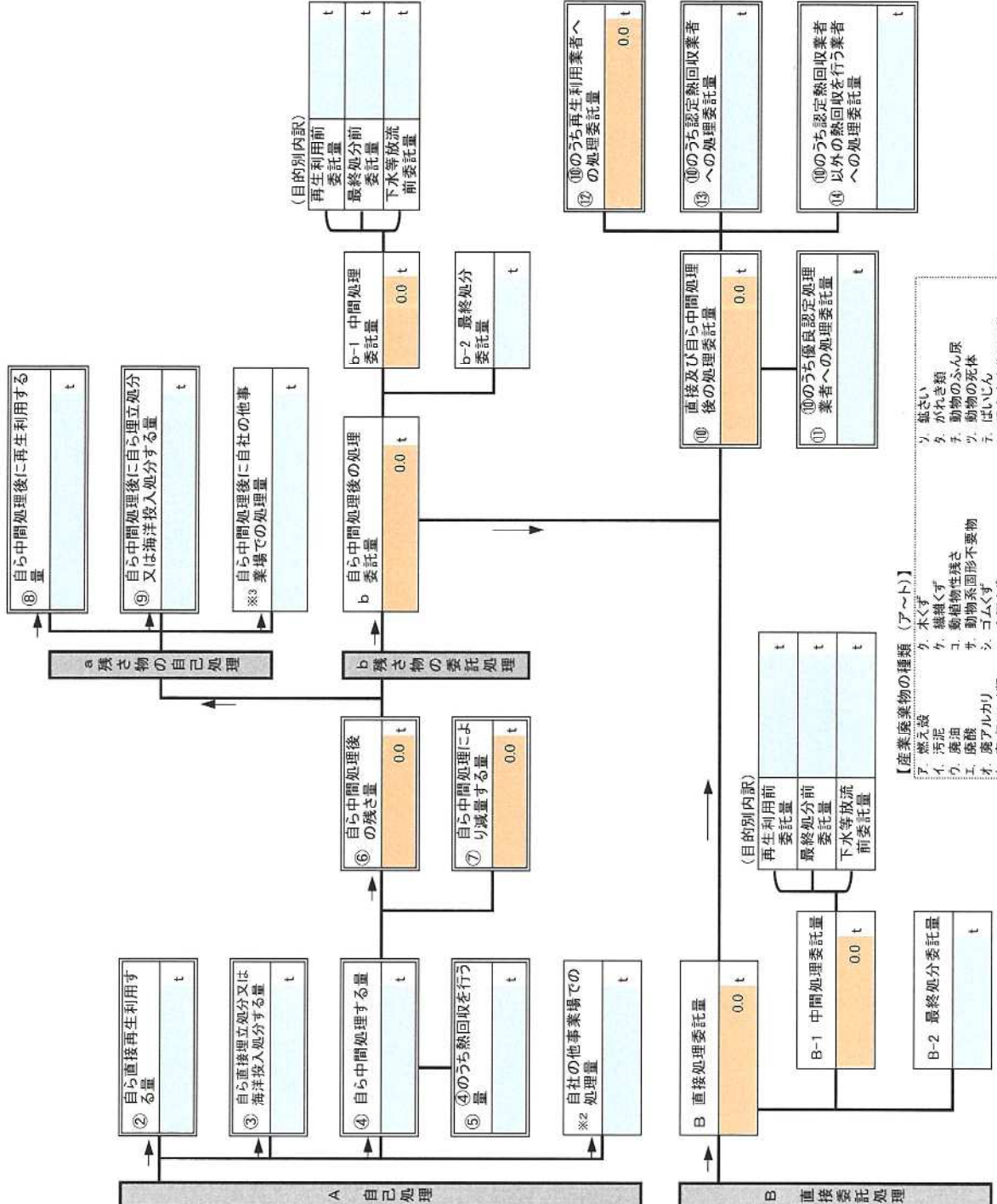


注) 右上のフローには、令和5年度の目標量を記載してください。下の表には、令和4年度実績を記載してください。なお、様式3をあわせて提出する場合には、先に様式3を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するとこちらに数値が反映されます。

項目	令和4年度実績
① 排出量	0.0 t
②+③ 自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+④ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩ 全処理委託量	0.0 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

事業場名称 : 前田道路株式会社 小田原合材工場

2-2	法定	自主
-----	----	----



【産業廃棄物の種類 (ア～ト)】

- ア. 燃え殻
- イ. 汚泥
- ウ. 廃油
- エ. 廃酸
- オ. 廃アルカリ
- カ. 廃プラスチック類
- キ. 紙くず
- ク. 繊維くず
- コ. 動植物性残さ
- サ. 動物系固形不燃物
- シ. コムくず
- ス. 金属くず
- セ. ガラス・コンクリート・陶磁器くず
- ソ. ぬき
- タ. がれき類
- チ. 動物のふん尿
- ツ. 動物の死体
- テ. ばいじん
- ト. 混合廃棄物その他

産業廃棄物処理計画書

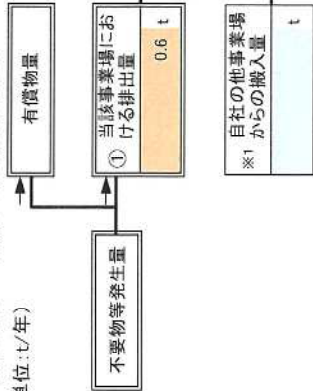
別紙処理フロー

令和15年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業廃棄物の種類	カ、廃プラスチック類
------------------	------------

※ 本川原は産業廃棄物の種類ごとに1枚の品販となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位: t/年)



注) 右上のフローには、令和15年度の目標量を記載してください。下の表には、令和14年度実績を記載してください。なお、様式3をあわせて提出する場合には、先に様式3を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するとごちらに数値が反映されます。

項目	令和4年度実績
① 排出量	0.6 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩ 全処理委託量	0.6 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫ 再生利用者への処理委託量	0.0 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

【産業廃棄物の種類 (ア～ト)】

- ア. 燃え殻
- イ. 汚泥
- ウ. 廃油
- エ. 廃酸
- オ. 廃アルカリ
- カ. 廃プラスチック類
- キ. 紙くず
- ク. 木くず
- ケ. 繊維くず
- コ. 動植物性残渣
- ク. 動物のふん尿
- セ. 動物の死体
- シ. ゴムくず
- ス. 金属くず
- セ. ガラス・コンクリート・陶磁器くず
- ソ. 鉱さい
- タ. がれき類
- チ. 動物の死体
- リ. ばいじん
- ト. 混合産業廃棄物その他

産業廃棄物処理計画書

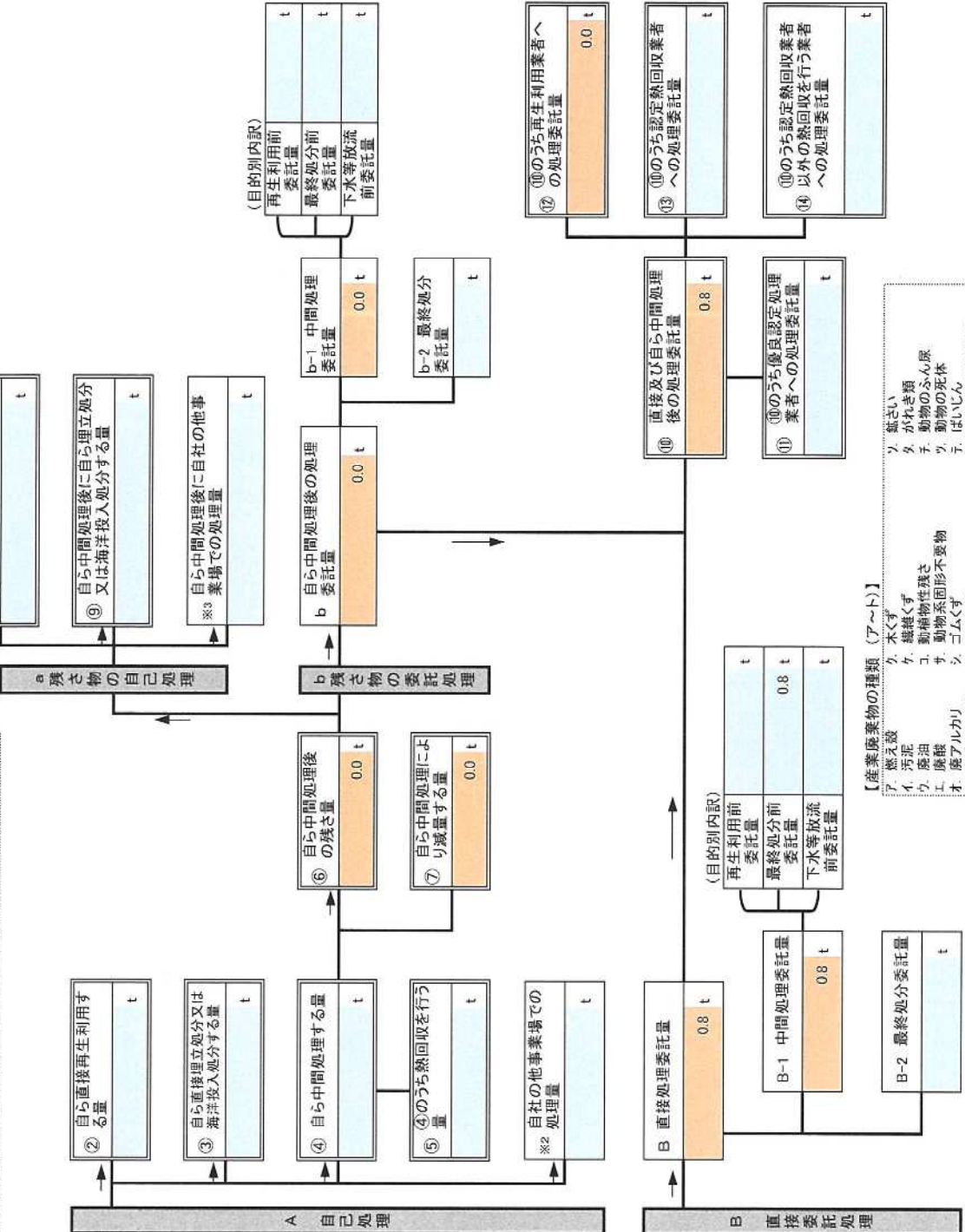
2-2	法定	〇	自主
-----	----	---	----

事業場名称：前田道路株式会社 小原合材工場

別紙処理フロー
令和5年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

ク 木くず
 フローに記載した産業廃棄物の種類
 ※ 本目録は廃棄物の種類ごとに枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

木くずには薬指指定等があり、該当業務以外では一般廃棄物となり、報告対象外です。
 (該当業務は木くずの製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品買入業に係るもの、建設業(工作物の解体、改装、除去に伴って生じたもの)、(全業務対象)買物の流通のために使用したパレット(ハレット)への真物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)



不要物等発生量	0.8 t
① 当該事業場における排出量	0.8 t
※1 自社の他事業場からの搬入量	t

注) 右上のフローには、令和5年度の目標量を記載してください。下の表には、令和4年度実績を記載してください。なお、様式3をあわせて提出する場合には、先に様式3を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するとこちらに数値が反映されます。

項目	令和4年度実績
① 排出量	0.9 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩ 全処理委託量	0.9 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

- 【産業廃棄物の種類 (ア～ト)】
- ア. 燃え殻
 - イ. 汚泥
 - ウ. 廃油
 - エ. 廃酸
 - オ. 廃アルカリ
 - カ. 廃プラスチック類
 - キ. 紙くず
 - ク. 木くず
 - ケ. 繊維くず
 - コ. 動植物性残さ
 - サ. 廃プラスチック類
 - シ. 廃アルカリ
 - ス. 金属くず
 - セ. 廃ガラス等
 - ソ. 鉱さい
 - タ. がれき類
 - チ. 動物のふん尿
 - ツ. 動物の死体
 - テ. ばいじん
 - ト. 混合廃棄物その他

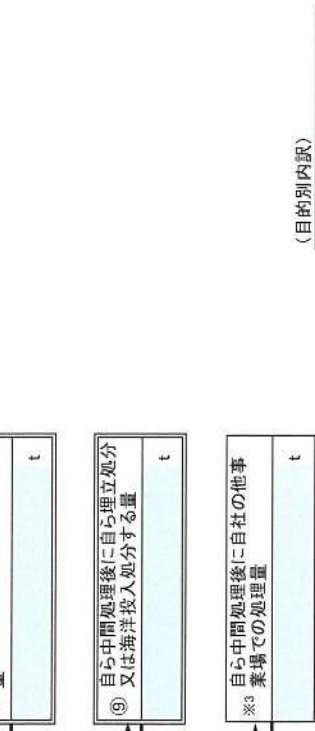
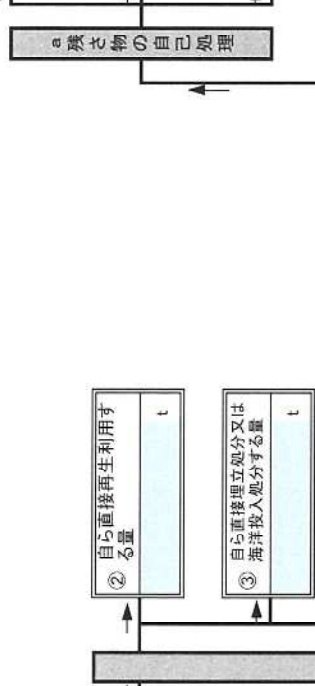
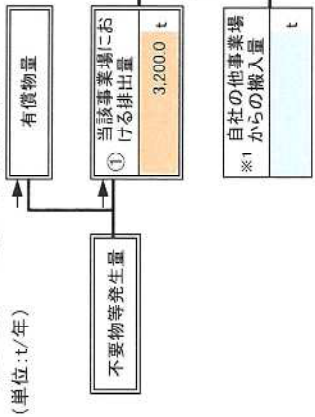
産業廃棄物処理計画書

事業場名称：前田道路株式会社 小田原合材工場

別紙処理フロー
令和5年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業廃棄物の種類 ㊦ がれき類

※ 本用紙は産業廃棄物の種類ごとに枚の記載となります。異なる種類の産業廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

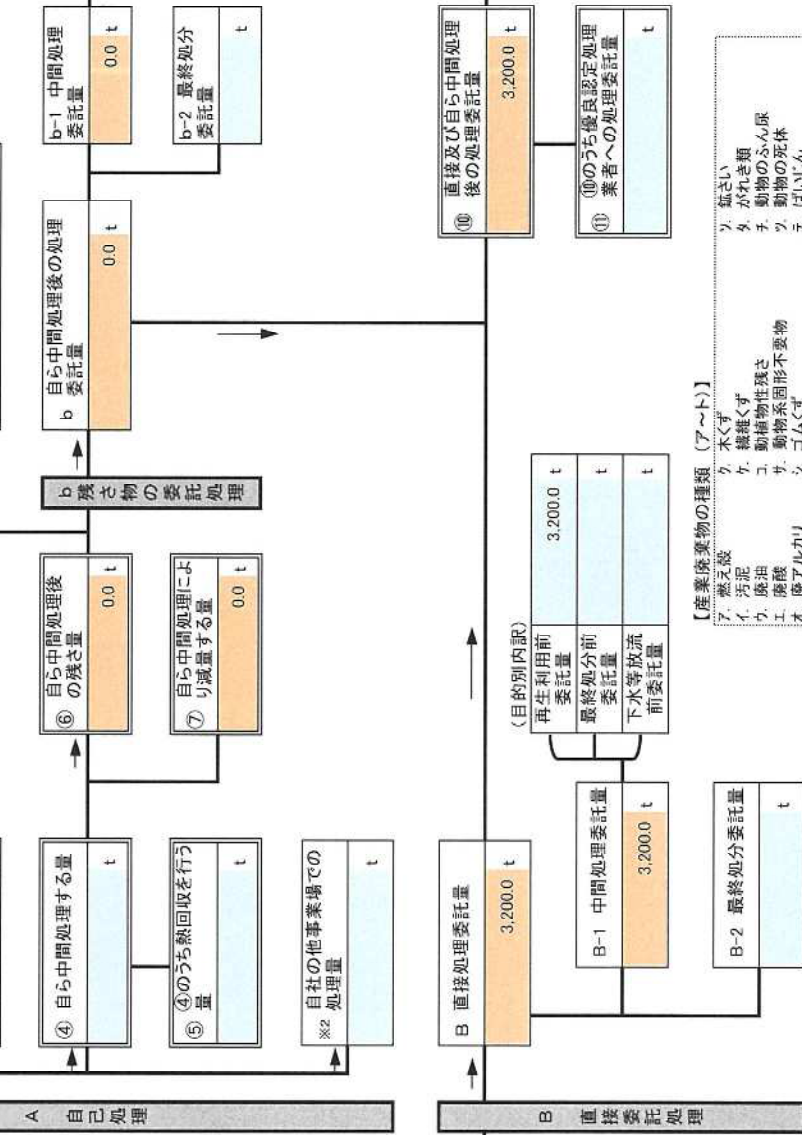


(目的別内訳)

再生利用前委託量	t
最終処分前委託量	t
下水等放流前委託量	t

注) 右上のフローには、令和5年度の目標量を記載してください。下の表には、令和4年度実績を記載してください。なお、様式3をあわせて提出する場合には、先に様式3を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するとこちらに数値が反映されます。

項目	令和4年度実績
① 排出量	3,202.5 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩ 全処理委託量	3,202.5 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫ 再生利用者への処理委託量	3,202.5 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t



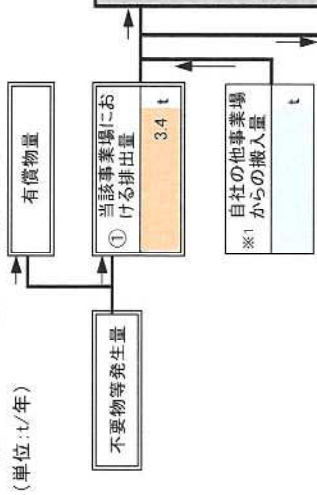
- 【産業廃棄物の種類 (ア～ト)】
- ア. 燃え殻
 - イ. 汚泥
 - ウ. 廃油
 - エ. 廃液
 - オ. 廃アルカリ
 - カ. 木くず
 - キ. 繊維くず
 - ク. 動物性残さ
 - コ. 動物系固形不燃物
 - シ. ゴムくず
 - ス. 金属くず
 - セ. ガラス・コンクリート・陶磁器くず
 - リ. ぬえい
 - ル. がれき類
 - ヲ. 動物のふん尿
 - ヅ. 動物の死体
 - エ. ばいじん
 - ト. 混合廃棄物その他

産業廃棄物処理計画書

事業場名称：前田道路株式会社 小田原合材工場

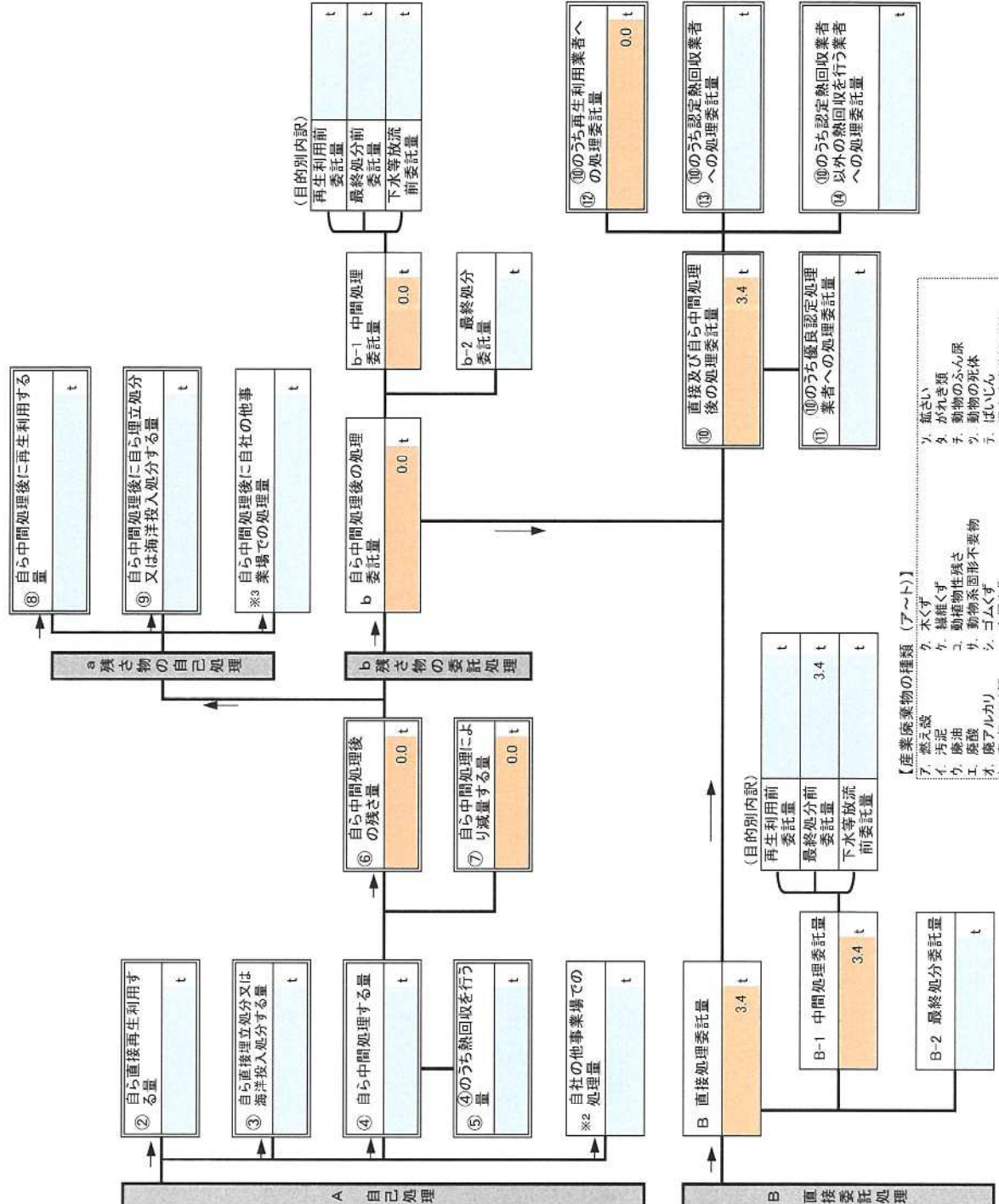
別紙処理フロー
令和5年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業廃棄物の種類
ト、混合廃棄物その他
※ 本川紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記録となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。



項目	令和4年度実績
① 排出量	3.4 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦ 自ら中間処理により削減した量	0.0 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩ 全処理委託量	3.4 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫ 再生利用者への処理委託量	0.0 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

注) 右上のフローには、令和5年度の目標量を記載してください。下の表には、令和4年度実績を記載してください。なお、様式3をあわせて提出する場合には、先に様式3を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するとこちらに数値が反映されます。



- 【産業廃棄物の種類 (ア～ト)】
- ア. 燃え殻
 - イ. 汚泥
 - ウ. 廃油
 - エ. 廃酸
 - オ. 廃アルカリ
 - カ. 金属くず
 - キ. 紙くず
 - ク. 木くず
 - ケ. 繊維くず
 - コ. 動植物性残渣
 - シ. 廃プラスチック類
 - ス. 金属くず
 - セ. ガラス・セラミックス類
 - ソ. 陶磁器くず
 - タ. がいし類
 - チ. 動物のふん尿
 - ツ. 動物の死体
 - テ. ばいじん
 - ト. 混合廃棄物その他

産業廃棄物処理計画書

2-1 法定 自主
0

事業場名称 前田達路株式会社 小田原合村工場 (単位:トン)																					
別紙一括表	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	合計
	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	動物系固形不燃物	ゴムくず	金属くず	びん・ガラス・陶磁器くず	鉄くず	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	混合廃棄物の他	
① 排出量						0.6		0.9								3,202.5				3.4	3,207.4
②+⑧ 自ら再生利用を行った量						0		0								0					0
⑤ 自ら熱回収を行った量						0		0								0					0
⑦ 自ら中間処理により減量した量						0		0								0					0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量						0		0								0					0
⑩ 全処理委託量						0.6		0.9								3,202.5				3.4	3,207.4
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量						0		0								0					0
⑫ 再生利用業者への処理委託量						0		0								3,202.5					3,202.5
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量						0		0								0					0
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						0		0								0					0
① 当該事業場における排出量						0.6		0.8								3,200.0				3.4	3,204.8
※1 自社の他事業場からの搬入量																					
② 自ら直接再生利用する量																					
③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分する量																					
④ 自ら中間処理する量																					
⑤ ④のうち熱回収を行う量																					
※2 自社の他事業場での処理量																					
⑥ 自ら中間処理後の残存量																					
⑦ 自ら中間処理により減量する量																					
A 自ら中間処理後に再生利用する量																					
自己発生廃棄物の処理																					
⑧ 自ら中間処理後に自ら埋立処分又は海洋投入処分する量																					
※3 自ら中間処理後に自社の他事業場での処理量																					
b 自ら中間処理後の処理委託量																					
b-1 中間処理委託量																					
再生利用前委託量																					
最終処分前委託量																					
下水等放流前委託量																					
b-2 最終処分委託量																					
B 直接処理委託量						0.6		0.8								3,200.0				3.4	3,204.8
B-1 中間処理委託量						0.6		0.8								3,200.0				3.4	3,204.8
再生利用前委託量																3,200.0					3,200.0
最終処分前委託量																					3.4
下水等放流前委託量																					4.8
B-2 最終処分委託量																					
⑬ 直接及び自ら中間処理後の処理委託量						0.6		0.8								3,200.0				3.4	3,204.8
⑭ ⑬のうち優良認定処理業者への処理委託量																					
⑮ ⑬のうち再生利用業者への処理委託量																3,200.0					3,200.0
⑯ ⑬のうち認定熱回収業者への処理委託量																					
⑰ ⑬のうち認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																					

令和5年度目標

<業種限定がある産業廃棄物一覧>

本事業の報告対象となる廃棄物は、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物です。一部の産業廃棄物は業種が限定されています。下表に示す種類は、業種が限定された産業廃棄物です。同じ種類であっても限定業種以外の事業場から発生したものは一般廃棄物になるため、本事業での報告対象にはなりませんので、ご注意ください。

産業廃棄物の種類	限定業種
紙くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの ③ 新聞業に係るもの（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。） ④ 出版業に係るもの（印刷出版を行うものに限る。） ⑤ 製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑥ ポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され、又は染み込んだもの
木くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの ③ パルプ製造業に係るもの ④ 輸入木材の卸売業に係るもの ⑤ 物品賃貸業に係るもの ⑥ 貨物の流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） ⑦ PCBが染み込んだもの
繊維くず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものであって木綿くず、羊毛くず等の天然繊維 ③ PCBが染み込んだもの
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等）
動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業に係るものであって畜舎廃水を含む。
動物の死体	畜産農業に係るものに限る。

※ 「木くず」は、政令改正に伴い、平成20年4月1日から限定業種に「物品賃貸業」が加わり、全業種を対象とした「貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず」も加わりました。